

兵庫県公報

平成20年4月8日 火曜日 第1968号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	1
神戸市の区域内における町の設定並びに町及び字の区域変更（同）	2
換地処分に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	2
住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町の区域変更（同）	5
被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	8
生活保護法に基づく指定医療機関の指定等（社会援護課）	8
生活保護法に基づく指定介護機関の指定等（同）	10
生活保護法に基づく指定施術担当機関の指定（同）	13
使用料徴収事務の委託（障害福祉課）	13
土地改良区の解散認可（農地整備課）	13
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	14
市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	14
国土調査の成果の認証（同）	14
保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	15
保安林の指定の予定通知（同）	15
同 上（同）	16
同 上（同）	16
同 上（同）	17
同 上（同）	17
同 上（同）	18
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	18
公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	19
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	19
道路の区域の変更、供用開始等（同）	20
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市道の改築工事の完了（同）	20
中播都市計画道路事業の認可（街路課）	21
道路の位置指定（建築指導課）	21
公 告	
環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価準備書の縦覧等（環境影響評価室）	21
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	22
大規模小売店舗の変更に関する届出（阪神南泉民局）	23
同 上（同）	24
同 上（同）	25
同 上（同）	26
同 上（同）	26
同 上（都市計画課）	27
同 上（同）	30
入札公告（県立大学）	32
正 誤	
平成18年9月29日付け兵庫県公報号外中	34

告 示

兵庫県告示第391号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年5月1日からその効力を生ずるものとする。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

変更前				変更後
町	字	地番		町
名谷町	社谷	1244の1	1247 1247の1 1248 1249 1250 1250の1	つつじが丘1丁目

備考 地番は、平成19年12月20日現在の地番である。

兵庫県告示第392号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定並びに町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年5月1日からその効力を生ずるものとする。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

変更前				変更後	
区	町	字	地番	区	町
北区	山田町藍那	西山	2の26 2の27	西区	見津が丘4丁目
西区	押部谷町木見	東山	856の23 865の2 865の4 865の12 856の24		
	押部谷町木津		南笹ノ尾	1321の45 1321の46 1321の49 1334の1 1339の1 1340の3	
北区	山田町藍那	西山	2の11から2の13まで 2の28 2の29 2の39から2の41まで	西区	見津が丘7丁目
西区	押部谷町木見	東山	856の5 874 882の2 883の1 883の2 891から893まで 894の1 894の2		
		梶谷	902の4		
	押部谷町木津	南笹ノ尾	1321の1 1321の6 1321の13 1321の27 1321の50から1321の52まで 1322から1324まで 1340の1		
	見津が丘4丁目		902の5		

上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成19年12月28日現在の地番である。

兵庫県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
淡河町野瀬	小 南	1975の1	淡河町野瀬	一ノ坪
	津 本	2067 2069 2069の1 2070の一部 2113の1の一部	淡河町野瀬	カラ谷
	辻 町	1756の一部 1758の一部 1760の一部 1760の1の一部 1765の1の一部 1766の一部	淡河町野瀬	北 垣
	津 本	2027から2029までの各一部		
	中 島	1826の一部 1826の1の一部		
	カラ谷	2144の1の一部 2147の一部 2148の1 2149の一部	淡河町野瀬	小 南
	澤	2004の一部 2005の一部 2006 2007の一部 2008の一部 2010の一部 2012の一部 2013の一部		
	出 合	1297の一部 1298の一部 1302の5の一部	淡河町野瀬	米 山
	堂 平	1636の一部 1637 1638の一部		
	西芦原	1372の一部 1389の1の一部 1389の2の一部 1390の一部 1391 1392の一部 1393の一部		
	カラ谷	2147の一部	淡河町野瀬	澤
	小 南	1960の1の一部 1961の一部 1964の一部 1968の一部 1969の一部 1971の一部 1972の一部		
	津 本	2108		
	北 垣	1850から1852までの各一部	淡河町野瀬	辻 町
	出 合	1236の1の一部 1238の一部 1238の1の一部 1250の1の一部 1273の一部 1274の一部		
	カラ谷	2114の一部	淡河町野瀬	津 本
	北 垣	1842の1の一部		
	中 島	1797の一部 1797の1の一部 1799の一部		
	米 山	1324の一部 1327の一部 1330の1の一部 1331の一部 1336の一部 1337の一部	淡河町野瀬	出 合
	辻 町	1735の一部 1736の一部 1765の1の一部 1766の一部 1767の1の一部	淡河町野瀬	中 島
津 本	2037の一部 2037の1の一部 2029の一部			
米 山	1361の1の一部 1361の2の一部 1362の一部	淡河町野瀬	西芦原	

堂平	1618の一部	淡河町野瀬	畑ヶ市
東芦原	1442から1445までの各一部 1447の一部 1448の一部 国有地7の一部		
米山	1348の一部		
堂平	1618の一部 1636の一部	淡河町野瀬	東芦原
西芦原	1379の1 1389の1の一部 1392の一部 1393の一部 1394 1394の2 1395から1398まで 1398の1 1399の 1の一部 1400の1の一部 1429の3の一部 1430の一 部 1431の一部 1433の一部 1434 1435の一部 1436 の1の一部 1436の2の一部 1437から1439まで 1439 の1 1439の2 1439の3 1439の3の2 1439の4 1440の1 1440の2 1441		
米山	1345の一部 1346 1346の1の一部 1347 1348の一部 1349 1350 1351の一部 1353から1355までの各一部		
中島	1774の一部 1781の一部 1782の一部 1782の1の一部	淡河町野瀬	山ノ谷

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。
また、淡河町野瀬字小南1975の1に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町野瀬字一ノ坪に編入する。

また、淡河町野瀬字津本2069、2069の1、2070に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字カラ谷に編入する。

また、淡河町野瀬字辻町1756、1758、1766に隣接する水路である国有地の全部、淡河町野瀬字辻町1766に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字津本2027から2029までに隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字中島1826、1826の1に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字北垣に編入する。

また、淡河町野瀬字カラ谷2144の1に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字カラ谷2149に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字カラ谷2148の1、2149に隣接する水路である国有地の全部は、淡河町野瀬字小南に編入する。

また、淡河町野瀬字出合1297、1298、1302の5に隣接する道路である国有地の全部、淡河町野瀬字出合1331、1332、1333の2の地先の道路、水路である国有地の一部、淡河町野瀬字畑ヶ市1617に隣接する水路である国有地の一部、淡河町野瀬字堂平1636から1638までに隣接する水路である国有地の一部は、淡河町野瀬字米山に編入する。

また、淡河町野瀬字小南1960の1に隣接する道路、水路である国有地の一部、淡河町野瀬字小南1961に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字小南1964、1968、1969、1971、1972に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字津本2108に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町野瀬字澤に編入する。

また、淡河町野瀬字北垣1851、1852に隣接する水路である国有地の一部、淡河町野瀬字出合1236の1、1238、1238の1、1250の1に隣接する水路である国有地の一部、淡河町野瀬字出合1273、1274に隣接する水路である国有地の一部は、淡河町野瀬字辻町に編入する。

また、淡河町野瀬字カラ谷2114に隣接する水路である国有地の一部、淡河町野瀬字北垣1842の1に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字中島1799に隣接する水路である国有地の一部は、淡河町野瀬字津本に編入する。

また、淡河町野瀬字米山1324、1330の1、1331に隣接する道路、水路である国有地の一部、淡河町野瀬字米山1324、1325の地先の水路である国有地の一部は、淡河町野瀬字出合に編入する。

また、淡河町野瀬字辻町1735、1736、1768、1767の1に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字辻町1765の1、1766、1767の1に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字津本2029に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字中島に編入する。

また、淡河町野瀬字堂平1618に隣接する水路である国有地の一部、淡河町野瀬字東芦原1442から1445まで、1447、1448、国有地7に隣接する水路である国有地の一部、淡河町野瀬字米山1348に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字畑ケ市に編入する。

また、淡河町野瀬字堂平1618、1636に隣接する水路である国有地の一部、淡河町野瀬字西芦原1436の1、1436の2、1437、1441に隣接する道路である国有地の一部、淡河町野瀬字米山1348から1350まで、1354、1355に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町野瀬字東芦原に編入する。

また、淡河町野瀬字中島1774、1781、1782、1782の1に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町野瀬字山ノ谷に編入する。

備考 地番は、平成19年8月10日現在の地番である。

兵庫県告示第394号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成20年5月1日からその効力を生ずるものとする。

平成20年4月8日

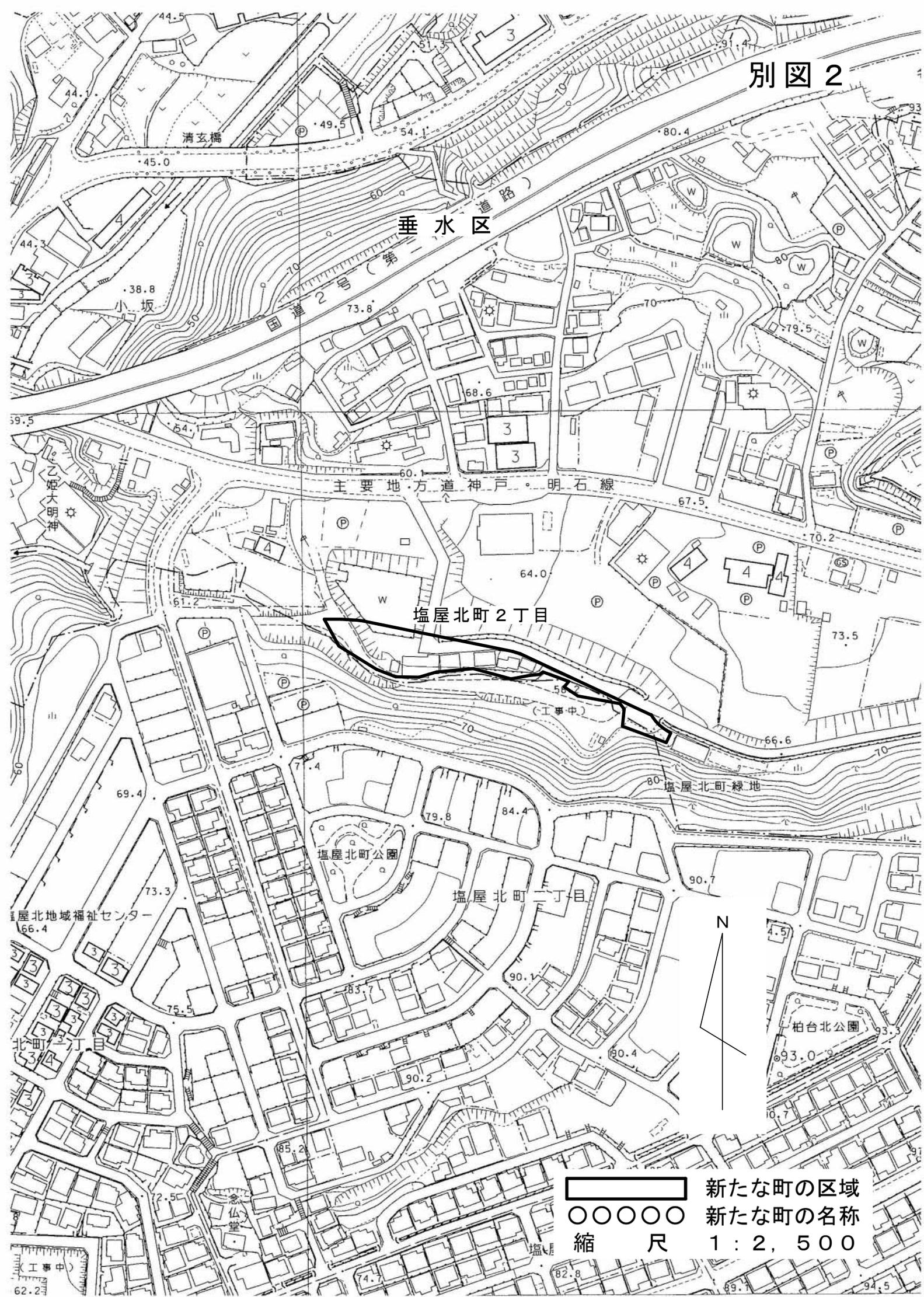
兵庫県知事 井戸敏三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別図1	別図2

変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の町名
塩屋北町2丁目	下畑町字口唐戸349の7の東及び南筆界 下畑町字口唐戸349の6の南及び西筆界 下畑町字口唐戸355の7、366の6、366の1の南筆界 下畑町字口唐戸368の5の西及び北筆界 下畑町字口唐戸369の11、369の1、369の3、369の4、369の5、365の1、365の14、355の7、349の6、349の7の北筆界	下畑町の一部

備考 地番は、平成19年10月25日現在の地番である。

別図 2



垂水区

塩屋北町2丁目

塩屋北町公園

塩屋北町1丁目

柏台北公園

新たな町の区域
○ ○ ○ ○ ○ 新たな町の名称
縮尺 1 : 2,500

兵庫県告示第395号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田小児科医院	吉田 澄子	神戸市東灘区鴨子ヶ原3-28-33	平成20年3月17日
森岡歯科口腔外科	森岡 聡	同 市同 区田中町1-9-10 本山駅前SHビル302号303号	同 年2月1日
宝鑑堂薬局	株式会社 ハリマ調剤薬局 代表取締役 藤堂 博美	同 市同 区住吉宮町6-13-1	同 年3月1日
六甲道駅前薬局	株式会社 ウイズ 代表取締役 太田 雅之	同 市灘区備後町5-3-1 ウェルブ六甲道1番街1F	同
あいしんクリニック 泌尿器科	愛新 啓盛	同 市中央区熊内橋通7-1-13 神戸芸術センター4F	平成20年2月1日
山本眼科	山本 正朗	同 市同 区中山手通4-2-9	同
ユタカ調剤薬局 新神戸店	株式会社 豊商事 代表取締役 安江 吉美	同 市同 区熊内橋通7-1-13 神戸芸術センター医療モール4F	平成20年3月3日
特定医療法人 慈恵会 新須磨リハビリテーション病院	理事長 澤田 善郎	同 市須磨区友が丘7-1-31	同 年2月25日
中山薬局	株式会社 K企画 代表取締役 角木 洋二	同 市同 区白川台6-23-1	同 月1日
西神中央 ナチュラルーさくら薬局	株式会社 グッドプランニング 代表取締役 吉田 盛範	同 市西区糞台5-2 ナチュラルー西神中央2-205	同
タカダ医院	院長 高田 壮豊	同 市北区南五葉2-1-4	平成20年1月10日
青木外科整形外科	医師 青木 繁	尼崎市若王子1-2-23	平成19年7月1日
じょうざき内科クリニック	城崎 潔	同 市宮内町2-76 サン・シャイン101号室	平成20年2月6日
小島内科クリニック	小島 隆司	西宮市仁川町2-5-2	同 年3月1日
なつクリニック 皮膚科・形成外科	福田 奈津恵	同 市高松町3-3-101	同 年2月1日
ペガサス西宮薬局	村上 信也	同 市今津二葉町1-24	同
藤本医院	藤本 卓也	宝塚市川面5-4-3 102	平成20年4月1日
笹川薬局 清和台店	株式会社 笹川薬局 代表取締役 笹川 悦子	川西市清和台東3-1-8	同 年3月5日
ながお整形外科	長尾 憲孝	多可郡多可町中区安坂71-1	同 年2月1日
調剤薬局 マリン太子北店	株式会社 愛知メディックス 代表取締役 松山 喜範	揖保郡太子町松ヶ下274-3	同 年3月5日
訪問看護ステーション えがお	たじま医療生活協同組合 理事長 前田 貞夫	豊岡市江本396-1 101	同 月1日
薬局きらら	有限会社 京都調剤 代表取締役 大橋 進	養父市上箇字川端15-1	同
NPO法人 訪問看護ステーション コスモス	赤井 文美代	篠山市大沢2-9-7	平成20年2月1日

兵庫県告示第396号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療扶助のための医療を担当する機関として指定し

たもの、同法第50条の2の規定により指定医療機関で名称等の変更及び廃止した旨の届出のあったもの並びに同法第51条第1項の規定により指定医療機関で辞退した旨の届出のあったものは、次のとおりである。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定医療機関に指定したもの

名称	開設者	所在地	指定年月日
かつせ歯科クリニック	勝瀬充啓	明石市魚住町金ヶ崎63 - 1 イオン大久保西ショッピングセンタ - 1 F	平成19年12月1日
リーフ薬局	有限会社ピープルファーマシー	同 市大蔵谷字狩口181 - 8 あおばビル1 F	同 年11月1日
北町グリーン歯科	堀城治	同 市西明石北町1丁目3 - 20エルコーポ881 F	同 年12月1日
小金井クリニック	小金井彰	西宮市戸田町3 - 7	同
ふじた内科クリニック	藤田雅史	同 市西宮浜4丁目14番3	平成19年12月1日
みやけ内科クリニック	三宅光富	同 市神楽町11 - 27ブル - ノ夙川2 F	同 年11月16日
株式会社あらたか西宮リハビリ訪問看護センター	株式会社あらたか	同 市段上町2 - 19 - 19	同 年9月1日
羽衣調剤薬局	有限会社タイシャファーマシー	同 市羽衣町5 - 3 竹園マンション	同 年11月16日
サン薬局	有限会社メディカルノブ	伊丹市春日丘4丁目50番地8	同 月1日
うちやま歯科	内山和重	豊岡市竹野町竹野1569 - 1	同 月26日
こはる薬局	前之園克郎	加古川市上荘町井ノ口390 - 3	平成19年12月1日
そら訪問看護ステーション	株式会社そら	同 市新神野3丁目27 - 8 - 6	同 年10月15日
ステラ川西薬局	株式会社川崎薬局	川西市栄根2 - 6 - 32 - 303	同 年11月1日
日新堂薬局	渡邊智子	同 市多田桜木1丁目3 - 21	同 年9月1日
こにし眼科クリニック	小西貴之	同 市水明台1丁目1番161号OH岡村ビル3 F	同 年1月1日
あおば薬局	有限会社いずみ調剤	三田市中町11番10号	同 年12月1日
ふじ訪問看護ステーション	有限会社クラリネット	同 市三輪4丁目2番32号本田ビル301	同 年11月1日
かきうち耳鼻咽喉科・アレルギー科	垣内仁	篠山市黒岡187 - 1	同 月6日
井上医院	井上竜治	加東市沢部174番地1	平成20年1月1日
松岡クリニック	松岡亮	神崎郡福崎町西田原1149 - 1	同 年11月1日

2 指定医療機関で名称等の変更のあったもの

名称	所在地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後

医療法人社団石塚内科ファミリークリニック	西宮市小松北町1丁目1-27エムプラン小松1F	平成19年11月1日	事業所名	医療法人社団石塚内科ファミリークリニック	医療法人社団ファミック石塚ファミリークリニック
			法人名	医療法人社団石塚内科ファミリークリニック	医療法人社団ファミック石塚ファミリークリニック
米山小児科	加古郡播磨町野添1丁目195	同年11月5日	行政による住居表示の変更	加古郡播磨町野添1丁目195	加古郡播磨町西野添1丁目14番8号

3 指定医療機関で廃止した旨の届出のあったもの

名称	所在地	開設者	廃止年月日
横山眼科医院	西宮市二見町3-11	横山邦昭	平成19年10月31日
有限会社あらたか西宮リハビリ訪問看護センター	同 市段上町2-19-19	有限会社あらたか	同年8月31日
サン薬局	伊丹市春日丘4丁目50番地8	大久保映伸	同年10月31日
うちやま歯科	豊岡市竹野町竹野1569-1	内山和重	同年11月25日
上野整形外科	宝塚市売布東の町21-1	上野良三	同年9月30日
日新堂薬局	川西市多田桜木1丁目3-21	渡邊悠子	同年8月9日

4 指定医療機関で辞退した旨の届出のあったもの

名称	所在地	開設者	辞退年月日
吉田歯科	宝塚市南口2-12-5	吉田純生	平成19年11月1日

兵庫県告示第397号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関として指定したものと及び同法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関で廃止した旨の届出のあったものは、次のとおりである。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定介護機関に認定したもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	サービス種類(居宅介護・施設介護等)	指定年月日
ニチイケアセンター塚口	尼崎市塚口本町1-6-6ニューハートビル202号	株式会社ニチイケア兵庫	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護、介護予防訪問介護	平成19年12月1日

こんどう整形外科	同 市杭瀬南新町 1-1-23	近藤啓司	芦屋市岩国町33-14	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	同 年11月1日
おがわ訪問看護ステーション	同 市道意町4丁目40番3号	医療法人社団小川医院	尼崎市道意町4丁目40番30号	介護予防訪問看護	同 年9月1日
ライフケア泉	同 市浜2丁目9-13	合資会社ライフケア泉	同 市浜2丁目9-13号	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年10月1日
ケアステーションエイム	同 市道意町5丁目12ガゼル藤沢101	株式会社エイム	同 市道意町4丁目51-2	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年11月1日
ケアプランセンターエイム	同 上	同 上	同 上	居宅介護支援	同
訪問介護ステーションサンブラザ平成	尼崎市大庄西町4丁目3番9号	社会福祉法人サンシャイン	尼崎市大庄西町4丁目3番9号	訪問介護、介護予防訪問介護	平成19年9月1日
特別養護老人ホームうおずみ	明石市魚住町金ヶ崎1609番地の9	社会福祉法人誠和会	明石市魚住町金ヶ崎1609番地の9	通所介護、短期入所生活介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護	同 年11月26日
居宅介護支援事業レモンリーフ	同 市藤江1463-1-105	株式会社レモンリーフ	同 市藤江1463-1-105	居宅介護支援	同 年10月1日
ニチイケアセンター明石鳥羽	同 市鳥羽890Y Kハイツ西明石北207号	株式会社ニチイケア兵庫	東京都港区六本木6丁目10番1号	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	同 年12月1日
ニチイケアセンター夙川	西宮市城ヶ掘町2-22早川ビル203号	同 上	同 上	訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問介護	同
花花介護ステーション	加古川市加古川町南備後78番地の16	合資会社花花	加古川市加古川町南備後78番地の16	介護予防訪問介護	平成19年10月1日
ニチイケアセンター平岡	同 市平岡町新在家1359-1クリスタルハイツ1F西側	株式会社ニチイケア兵庫	東京都港区六本木6丁目10番1号	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年12月1日
そら訪問看護ステーション	同 市新神野3丁目27-8-6	株式会社そら	加古川市新神野3丁目27-8-6	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年10月15日
宝塚市社会福祉協議会 安倉の家	宝塚市安倉中4丁目7-16	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会	宝塚市安倉中2丁目1番1号	通所介護、介護予防通所介護	同 年12月3日
有限会社まるいし薬局谷川店	丹波市山南町谷川2030	石塚正則	丹波市山南町和田282	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年10月1日
有限会社まるいし薬局	同 市山南町和田282	同 上	同 上	同 上	同
社会福祉法人千鳥会小規模多機能型居宅介護事業所ぬくもり	淡路市志筑字天神1184番地2	社会福祉法人千鳥会	淡路市大町旗字丈尺597番地4	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19年12月1日

2 指定介護機関で廃止した旨の届出のあったもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	廃止年月日	サービス種類

ライフケア泉	尼崎市小中島2丁目6-6 -110	合資会社ライフケア泉	平成19年9月30日	訪問介護、介護予防訪問 介護
ケアステーションエ イム	同 市道意町5丁目12-101	株式会社エイム	同 年10月31日	訪問介護、介護予防訪問 介護
ケアプランセンター エイム	同 上	同 上	同	居宅介護支援
老人保健施設サンブ ラザ平成居宅サービ スセンター	尼崎市大庄西町4丁目3番 9号	社会福祉法人サンシャ イン	平成19年8月31日	訪問介護
ソーシャルライフ阪 神	同 市南武庫之荘6丁目9 -18	株式会社ソーシャルラ イフ阪神	同 年12月31日	福祉用具貸与、介護予防 福祉用具貸与
ヘルスレント尼崎ス テーション	同 市三反田町3-11-15	株式会社ダスキンユニ オン	同 年8月31日	福祉用具貸与、介護予防 福祉用具貸与、特定介護 予防福祉用具販売
福祉用具貸与事業所 「街の友」	同 市杭瀬北新町2丁目1 -1 2階	医療法人朗源会	同 年12月31日	福祉用具貸与、介護予防 福祉用具貸与
(株)コムスン塚口 ケアセンター	同 市塚口本町1-6-6 山口ニューハーモニーセン タービル202号	株式会社コムスン	同 年11月30日	訪問介護、介護予防訪問 介護
(株)コムスン明石 ケアセンター	明石市鳥羽890 Y Kハイツ西 明石北207号	同 上	同	訪問介護、介護予防訪問 介護、居宅介護支援
(株)コムスン西宮 ケアセンター	西宮市城ヶ堀町2-22早川 総合ビル202号	同 上	同	訪問介護、介護予防訪問 介護、居宅介護支援
あじさい居宅介護支 援センター西宮	同 市今津曙町12-5-102	有限会社ジャパンライ フシステム	平成19年10月31日	訪問介護、福祉用具貸 与、特定福祉用具販売、 居宅介護支援、介護予防 訪問介護、介護予防福祉 用具貸与、特定介護予防 福祉用具販売
有限会社あらたか西 宮リハビリ訪問看護 センター	同 市段上町2-19-19ク レスト甲東園C-2号室	有限会社あらたか	同 年8月31日	訪問介護、介護予防訪問 介護
(株)コムスン加古 川ケアセンター	加古川市平岡町新在家1359 -1クリスタルハイツ1階 店舗西側	株式会社コムスン	同 年11月30日	居宅介護支援、訪問介 護、介護予防訪問介護
おいてもご機嫌	小野市本町1丁目438番地	NPO法人パーソナ ル・アシスタンスネット	同	訪問介護、居宅介護支援
貴志ひまわり薬局	三田市貴志80-1	有限会社リパティ	平成19年9月30日	居宅療養管理指導、介護 予防療養管理指導

兵庫県告示第398号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条の規定により医療扶助のための施術を担当するものとして指定したものは、次のとおりである。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施術者に指定したもの

名称	所在地	施術者	指定年月日
joy plus 西明石 鍼灸整骨院	明石市西明石南町3-4-52	山田周治	平成19年11月1日
いとう鍼灸整骨院	西宮市下大市東町2-15	伊藤史浩	同 月6日
あいおい整骨院	伊丹市美鈴町1-4-1 セントラル新伊丹 102号	古川久	同 月19日
はなまる整骨院	加古川市別府町西脇126	畠田豪	同 月16日
香葉温灸院	同 市野口町二屋360-12	長谷川均	平成19年12月7日
げんき鍼灸整骨院	宝塚市中筋2-10-3	尾崎元気	同 年11月15日
あすか整骨院	南あわじ市市福永687-3	保居欣也	同 年12月3日

兵庫県告示第399号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により兵庫県立総合リハビリテーションセンター肢体不自由児療護施設の使用料の徴収事務を、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 委託した歳入の名称

使用料

2 委託した事務の範囲

兵庫県立総合リハビリテーションセンター肢体不自由児療護施設の利用に係る使用料の徴収

3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名

神戸市西区曙町1070番地

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団

理事長 砂川 静 壽

4 委託年月日

平成20年4月1日

5 徴収の方法

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団は、使用料の徴収については、納入の通知により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。

なお、徴収の方法については、使用料及び手数料の徴収及び当該徴収金にかかる還付金の支出に関する事務委託契約書による。

兵庫県告示第400号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
畑山土地改良区	平成20年3月24日

兵庫県告示第401号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年3月25日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型 緊急整備事業)小規模	奥の池地区	平成20年4月8日から 同 月28日まで	加古川市役所

兵庫県告示第402号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
朝来市	中山間地域総合整備事業 (一般型)	朝来地区	平成20年4月8日から 同 月28日まで	朝来市役所

兵庫県告示第403号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成17年7月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市(有年横尾の一部)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域

赤穂市有年横尾の一部

- (5) 認証年月日
平成20年3月25日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成16年5月から平成18年3月まで
- (3) 成果の名称
美方郡香美町（村岡区大字作山の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町村岡区大字作山の一部
- (5) 認証年月日
平成20年3月25日

兵庫県告示第404号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町辺地字三谷山470の1、470の2、471の1、471の2、472の3から472の10まで、475、477の1、478から486まで、487の1、487の2、488から492まで、493の1、493の2、494から496まで、500から502まで、504、509、510、513から515まで、515の1、516、518、522から527まで、528の1、528の2、537から541まで、543、544、546、548、549、552から555まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第405号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市畑上字クン谷645、字金徳谷1463、1463の1から1463の8まで、字椎ヶ谷1572
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第406号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町相田字寺谷151の2、152から154まで、155の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺谷154・155の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第407号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市三宅字天王54から57まで、58の1、60

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字天王54・55・57・58の1・60(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第408号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町木村字浦ノ谷5から8まで、8の1、8の2、9、9の1、10、10の1、11、字大將軍547、548、字イガミ谷549、550

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦ノ谷5・10・10の1・11(以上4筆について次の図に示す部分に限る。) 字大將軍547、548、字イガミ谷549、550

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第409号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町佐田字トウビガス62から73まで、74の1から74の5まで、字吉成寺75

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字トウビガス69・70・字吉成寺75(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第410号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 4 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 豊岡市但東町佐田字長坂94の 1、95から100まで、101の 1 から101の 4 まで、102から106まで、107の 1、107の 2
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字長坂94の 1 ・95・107の 1 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、106、107の 2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第411号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 - 三洋電機株式会社モバイルエネルギーカンパニー
 - 洲本市上内膳222番地の 1
 - 執行役員パワーグループモバイルエネルギーカンパニー長 伊 藤 正 人
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三洋電機株式会社モバイルエネルギーカンパニー
 - 洲本市上内膳222番地の 1
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号 酸又はアルカリによる表面処理施設
能	力	部品3,000m / 月
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後

工事完成予定年月日		着手後10日	
使用開始予定年月日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9 ~ 13	14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	10	20
	浮遊物質 量 (単位 mg / L)	100	150
	窒素含有量 (単位 mg / L)	16,300	25,000
	亜鉛含有量 (単位 mg / L)	500	2,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ / 日)		12	14

備考 汚水等は、再利用又は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年4月8日から同月30日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び洲本市市民生活部環境整備課

兵庫県告示第412号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
平成20年3月24日から同年4月23日まで
- 3 作業地域
尼崎市水堂町及び塚口町内

兵庫県告示第413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年4月8日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 312号	朝来市立野字北川587番から 同市立野字北川482番まで	旧	12.0から 13.0まで	187.0	
		新	12.0から 24.0まで	187.0	
県道 檜倉山東線	朝来市山東町与布土字鶴垣内466番1から 同市山東町与布土字郡谷306番2まで	旧	5.0から 23.0まで	710.0	
		新	5.0から 23.0まで	710.0	

兵庫県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年4月8日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大塩別所線	姫路市別所町佐土字左尾613番から 同市別所町佐土字中出口588番7まで	旧	12.0から 23.0まで	146.0	一部 予定地
		新	12.0から 16.0まで	137.0	

兵庫県告示第415号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により、道路改築工事を兵庫県において完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第7条第2項の規定により告示する。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

路線名	市道 高柳小佐線
工事区間	養父市八鹿町国木字サクラ谷 688番3から 同市八鹿町九鹿字大林1634番1まで
工事の種類	市道改良工事
工事完了の期日	平成20年3月25日

兵庫県告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成20年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.5.509号 新在家線
- 3 事業施行期間
平成20年4月8日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
姫路市新在家中の町及び南新在家地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第417号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成20年4月8日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
平成20年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19但豊位置 0009号	20.3.25	豊岡市出石町宮内字宮ノ上1505番、1506番 1、1507番1、1508番の各一部	5.00	70.55

公 告

環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価準備書の縦覧等
環境影響評価準備書の提出があったので、環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第15条
第1項の規定により、次のとおり当該図書の写しを縦覧に供する。
平成20年4月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 環境影響評価準備書
 - (1) 事業者
関電エネルギー開発株式会社（代表取締役社長 濱 本 和 夫）
 - (2) 対象事業等の名称
淡路北部風力発電事業（仮称）
 - (3) 提出年月日
平成20年3月19日
- 2 環境影響評価準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 兵庫県農政環境部環境管理局環境影響評価室
淡路市市民生活部生活環境課
淡路市岩屋総合事務所市民福祉課
淡路市北淡総合事務所市民福祉課
淡路市東浦総合事務所市民福祉課
 - (2) 縦覧期間 平成20年4月8日（火）から同年5月7日（水）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

3 環境影響評価に関する条例第17条第1項の規定に基づく意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間 平成20年4月8日(火)から同年5月22日(木)まで

(2) 提出先 兵庫県農政環境部環境管理局環境影響評価室
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市古川町字南山1014番1の一部、1014番3、1093番1、1093番16、1093番36、1093番37、1093番167、1257番、1257番2、1284番1

同 市広渡町字野中867番2、867番3

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市中央区平野町2丁目1番2号

日本臓器製薬株式会社 代表取締役社長 小西龍作

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年2月20日

兵庫県指令開第1-3-3号(18小野)

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西脇市高田井町字永長52番2の一部、52番5、55番1、55番5、56番、56番1、57番1、57番4、57番5、68番1、69番、70番、71番、71番4、71番5の一部、72番、73番3

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都台東区上野7丁目14番4号

大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年3月7日

兵庫県指令北播(建)第1-15-2号(19西脇)

3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市尾崎字明神木3143番47、3146番、3146番1、3144番9

同 市尾崎字本水尾3108番、3713番1

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社 代表取締役 和田勇

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年12月6日

兵庫県指令西播(19赤穂)

4 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖保川町山津屋字川クラ12番3の一部、13番4、13番7の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市白銀町86番地

有限会社日幸建設 代表取締役 北原禎三

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年1月24日

兵庫県指令西播(建)第1-21号(19たつの)

5 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町片山字宮田68番の一部、80番の一部

同 市龍野町片山字西川原67番の一部

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市飾磨区都倉一丁目30番地
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年2月15日
兵庫県指令西播(建)第1-10-2号(19たつの)

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年4月8日

阪神南県民局長 青 山 善 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイエーグルメシティ西大島店
所在地 尼崎市稲葉荘1-1-5
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ダイエー
代表者の氏名 西 見 徹
住所 神戸市中央区港島中町4丁目1番1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社ダイエー
代表者の氏名 高 木 邦 夫
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 - イ 変更後
名称 株式会社ダイエー
代表者の氏名 西 見 徹
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社ダイエー
代表者の氏名 高 木 邦 夫
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 - イ 変更後
名称 株式会社ダイエー
代表者の氏名 西 見 徹
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
- 4 変更年月日
平成18年10月6日
- 5 届出年月日
平成20年3月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年8月8日

(2) 提出先

阪神南県民局県土整備部まちづくり課

〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15番13号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年4月8日

阪神南県民局長 青山善敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ西武庫店

所在地 尼崎市武庫元町1-24-6

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー

代表者の氏名 西見 徹

住所 神戸市中央区港島中町4丁目1番1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー

代表者の氏名 樋口 泰行

住所 神戸市中央区港島中町4丁目1番1

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー

代表者の氏名 西見 徹

住所 神戸市中央区港島中町4丁目1番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

株式会社ダイエー

ほか1者

代表者の氏名

樋口 泰行

住所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1

イ 変更後

名称

株式会社ダイエー

ほか1者

代表者の氏名

西見 徹

住所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1

4 変更年月日

平成18年10月6日

5 届出年月日

平成20年3月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年8月8日

(2) 提出先

阪神南県民局県土整備部まちづくり課

〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15番13号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月8日

阪神南県民局長 青山善敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ今津店

所在地 西宮市今津山中町11-9

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三和硝子株式会社

代表者の氏名 今村藤男

住所 西宮市今津山中町11番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	高木邦夫	神戸市中央区港島中町4丁目1番1
株式会社大創産業	矢野博文	広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60

(2) 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西見徹	神戸市中央区港島中町4丁目1番1
株式会社大創産業	矢野博文	広島県東広島市西条吉行東1-4-14

4 変更年月日

平成18年10月6日ほか

5 届出年月日

平成20年3月13日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年8月8日

(2) 提出先

阪神南県民局県土整備部まちづくり課

〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15番13号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月8日

阪神南県民局長 青山 善 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイエーグルメシティ北鳴尾店
 所在地 西宮市学文殿町1-9-20
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ディーホールド
 代表者の氏名 栗原 慎二
 住所 東京都江東区東陽二丁目2番20号
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	高木 邦夫	神戸市中央区港島中町4丁目1番1
名川 敏彦		神戸市東灘区森北町1丁目6-16-1B
 - (2) 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西見 徹	神戸市中央区港島中町4丁目1番1
名川 裕之		神戸市東灘区森北町1丁目6-16-1B
- 4 変更年月日
平成18年10月6日ほか
- 5 届出年月日
平成20年3月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年4月8日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成20年8月8日
 - (2) 提出先
阪神南県民局県土整備部まちづくり課
〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15番13号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月8日

阪神南県民局長 青山善敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイエーグルメシティ東芦屋店
 所在地 芦屋市春日町1番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 天忠興芸株式会社
 代表者の氏名 天王寺谷 裕子
 住所 芦屋市春日町16番6号
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	高木 邦夫	神戸市中央区港島中町4丁目1番1
有限会社ピバリーヒルズ	常田 久彦	西宮市獅子ヶ口町6-12-101

 ほか1者
 - (2) 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西見 徹	神戸市中央区港島中町4丁目1番1

 ほか1者
- 4 変更年月日
平成18年10月6日ほか
- 5 届出年月日
平成20年3月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年4月8日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成20年8月8日
 - (2) 提出先
阪神南県民局県土整備部まちづくり課
〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15番13号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ららぽーと甲子園
 所在地 西宮市甲子園八番町1-100

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井不動産株式会社

代表者の氏名 岩 沙 弘 道

住所 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社イトーヨーカ堂	鈴木 敏 文	東京都港区芝公園4 - 1 - 4
ギャップジャパン株式会社	クリスティーナ キルック	東京都港区南青山6-5-55 青山サンライトビル
トリアインターナショナルジャパン株式会社	吉 越 浩一郎	東京都大田区平和島6-1-1 東京流通センタービル10F
株式会社オンワード樫山	廣 内 武	東京都中央区日本橋三丁目10番5号
株式会社ライトオン	藤 原 政 博	茨城県つくば市東新井37 - 1
芦屋ぎんなん株式会社	杉 本 昌 秀	神戸市東灘区田中町3 - 3 - 3 ギンナンビル
アイバウアージャパン株式会社	宮 部 貴 之	東京都中央区日本橋箱崎町16 - 9
株式会社ビットム	山 本 公 哉	東京都中央区銀座6 - 6 - 7 朝日ビル8階
株式会社リビングハウス	北 村 常 明	大阪市西区南堀江2 - 10 - 8
スワッチグループジャパン株式会社	ブルース・ト・バ・イ	東京都中央区銀座7 - 13 - 8 第2丸高ビル9F
モーダエンカーサ株式会社	ラセ・加・ハ・リック	東京都目黒区八雲3 - 25 - 10
株式会社イング	青 井 正 人	神戸市東灘区向洋町6丁目9番地 K O B E ファッション -ト8F
株式会社オリゾンティ	多 田 一 郎	大阪市西区新町1丁目13番3号 四ツ橋SIビル11F
株式会社リテイルネットワーク	鈴木 康 史	東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTター8F
株式会社東京トレーディング	李 成 在	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マーケットプレイス23F
阪神商事株式会社	中 川 茂 富	大阪市福島区福島6 - 2 - 6 大阪安藤ビル2F
株式会社ニクス エンターテインメントジャパン	水 野 義 夫	神戸市中央区御幸通5丁目2 - 10 7F
株式会社キャビン	平 明 暘	東京都渋谷区代々木4 - 62 - 17
株式会社斑尾高原農場	久 世 良 三	長野県上水内郡三水村芋川1260
株式会社ダン	越 智 直 正	大阪市平野区長吉長原西1 - 3 - 8
株式会社エクセル	佐 藤 淳	広島市西区商工センター2丁目3 - 1
有 馬 正 浩		西宮市花園町10番26号
西日本加ッパル株式会社	花 谷 洋 二	東京都杉並区西荻北2丁目28番7号
株式会社リテイル・グループ・ジャパン ・インターナショナル	佐 藤 泰	青森県弘前市城東中央3 - 3 - 3
株式会社サダマツ	貞 松 隆 弥	福岡市中央区赤坂1-12-15 読売福岡ビル5F
株式会社アニューコレクション	田 中 慎 一	大阪市北区天神橋2-2-10 y sビル4階
株式会社オックス	今 田 輝 幸	大阪市中央区平野町4丁目6-3 オックスビル
株式会社ノモス	吉 川 宏 一	大阪市中央区南船場4-9-4 南船場ビル3F
株式会社ららぽーと	前 田 昌 男	千葉県船橋市浜町2-1-1 ららぽーと三井ビルディング 4階
キココレクション株式会社	植 田 吉 彦	大阪市西区北堀江1-14-24 オビット四ツ橋201
ケンズパス株式会社	栢 原 淳 男	大阪市西区新町3-6-10 スタイルビル
寿精版印刷株式会社	鷲 谷 健	大阪市天王寺区上汐6-4-27 奥田ビル1F
フィスアグ エニュー有限公司	藤 田 佳 子	大阪府藤井寺市林3丁目10 - 16
有限会社フォルツァ	平 井 利 男	西宮市門戸荘17 - 23
有限会社伊藤グリル	伊 藤 享 治	神戸市中央区元町通1 - 6 - 6
株式会社アルファベットスタイル	濱 田 一 康	札幌市中央区南二条西25丁目
株式会社グリーンシャワー	坂 本 和 繁	神戸市中央区三宮町2 - 10 - 7
株式会社クリムゾン	児 玉 俊 明	東京都墨田区亀沢四丁目17番17号
株式会社マキリス	平 家 文	東京都渋谷区渋谷3丁目28番13号

株式会社創商コーポレーション	老 山 幸 文	東京都港区芝浦 4 - 17 - 3 C Bビル 4 F
株式会社キデイランド	松 橋 利 樹	東京都台東区鳥越 1-8-2 鳥越ビルディング 7 F
泰道リビング株式会社	高 橋 武	東京都中央区日本橋浜町 1 - 4 - 15
株式会社クリエイティブエコー	伊 藤 洋 子	長野市高田 667 番地 16
株式会社レイズニューコーカ	上 條 浩 之	東京都千代田区二番町 3-4 T & G 麹町ビル 3 F
クリケット株式会社	藤 本 幹 雄	東京都品川区大崎 3-6-29 ウェストサイドビル 2 F
株式会社ピー・ワークス	正 木 則 幸	東京都港区南麻布 4 - 12 - 3
エメロード株式会社	前 田 俊 一	岡山市門田屋敷 5 - 1 - 26

ほか 61 者

イ 変更後

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社イトーヨーカ堂	鈴 木 敏 文	東京都港区芝公園 4 - 1 - 4
ギャップジャパン株式会社	クリスファー・ギブレルク	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 32 - 10
トリアインターナショナルジャパン株式会社	クリスチャントーマ	東京都大田区平和島 6-1-1 東京流通センタービル 10 F
株式会社ワールド・ホールディングス	上 村 茂	東京都中央区日本橋三丁目 10 番 5 号
株式会社ライトオン	藤 原 政 博	茨城県つくば市吾妻 1 丁目 11 番 1
芦屋ぎんなん株式会社	是 松 伸 茂	大阪市福島区福島 1-5-18 タカトラビル 2 F
インテリアジャパン株式会社	宮 部 貴 之	東京都世田谷区若林 1-18-10 みかみビル 3 F
株式会社朝日ネット	山 本 公 哉	東京都中央区銀座 6 - 6 - 7 朝日ビル 8 階
有限会社北ノックハウス甲子園	北 村 常 明	西宮市甲子園八番町 1 - 100
スウォッチグループジャパン株式会社	アレクサンダー・エムシ	東京都中央区銀座 7-9-18 コスモハイテクセンター
モーダエンカーサ株式会社	加味・ラセ・ハリック	東京都目黒区八雲 3 -25-10 フェスタビル 701 号
株式会社イング	青 井 正 人	神戸市中央区港島南町 4 - 6 - 2
株式会社オリゾンティ	大津寄 正 登	大阪市西区新町 1 丁目 13 番 3 号 四ツ橋 SIビル 11F
株式会社リテイルネットワーク	上田谷 信 一	東京都目黒区上目黒 2-1-1 中目黒 GT 7-8 F
株式会社ザ・キッス	李 成 在	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マクティエビル 23 F
阪神商事株式会社	中 川 茂 富	大阪市北区梅田 1 丁目 13 番 13 号
株式会社ネイズ エンターテインメントジャパン	水 野 義 夫	神戸市灘区大月台 1 - 14
株式会社キャビン	中 島 哲 郎	東京都新宿区西新宿 3 - 15 - 5
株式会社サンクゼール	久 世 良 三	長野県上水内郡飯綱町芋川 1260
タビオ株式会社	越 智 直 正	大阪市平野区長吉長原西 1 - 3 - 8
株式会社エクセル	渡 辺 博 司	広島市西区商工センター 2 丁目 3 - 1
有 馬 正 浩		尼崎市神田中通 4 丁目 117 番
クロックハウス株式会社	花 谷 洋 二	東京都新宿区新宿 1 - 19 - 10
株式会社リテイル・グループ・インターナショナル	稲 生 一 彦	青森県弘前市城東中央 3 - 3 - 3
株式会社サダマツ	貞 松 隆 弥	長崎県大村市本町 458 番地 9
あずみ株式会社	南 本 権 治 郎	名古屋市中区錦 3 - 20 - 27 御幸ビル 3 F
株式会社 HD プランニング エスト	岡 嶋 利 文	東京都渋谷区神南 1-19-4 日本生命渋谷ブックス 6 F
スタイルインベストメント株式会社	榎 本 薫	大阪市西区新町 3-6-10 スタイルビル
株式会社トリプロ	成 重 文 尚	大阪市淀川区西中島 6-7-3 第 6 新大阪ビル 601
株式会社クック良品	中 井 保 成	神戸市中央区小野柄通 4 - 1 - 15
株式会社リンクインターナショナル	畑 誠	東京都港区南青山 5 丁目 4 番 35 号
株式会社マルチアッシュンビ	猪 野 明	東京都中野区中野 4 - 3 - 2
株式会社オールド・ハティーズ	白 井 保 行	大阪市西区南堀江 1 丁目 23 番 7 号 O Bビル
株式会社イオンフォレスト	岩 田 松 雄	東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井ビル 4 F
株式会社マルシゲ	山 田 弘	大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 6 号
株式会社レナウン	渡 辺 省 三	千葉県習志野市茜浜三丁目 6 - 3
有限会社オーブ	緒 方 望	大阪市北区天満 1 丁目 6 番 8 号
株式会社グランディール	佐々木 亮 太	大阪市西区新町 1 - 7 - 17 3 階

株式会社ふたば書房	洞本昌哉	京都市下京区烏丸七条下る 京都丸ビル3階
株式会社エンドレス	蕭易風	東京都台東区蔵前1-4-1
株式会社ピーチクラブ	納谷計男	大阪府岸和田市藤井町1-14-31 グリーン第一ビル3F
株式会社マルシェ	阿部学	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番8号
株式会社ヴィレッジヴァンガード	菊池敬一	愛知県長久手町大字長湫字上鴨田12-1
株式会社コジ-コボレーション	高林更次	大阪市東住吉区西今川3-4-12
株式会社ブーフーウー	岩橋麻生	東京都町田市小川1728-1
株式会社アップドラフト	入交考	大阪市中央区高麗橋2-31 大阪洋服会館5F
株式会社アカツカ	福田和生	大阪市中央区玉造1-7-19

ほか61者

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

ア 変更前

3,013台

イ 変更後

2,626台

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成20年3月3日

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成21年3月1日

5 届出年月日

平成20年3月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成20年8月8日

(2) 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）イオン明石ショッピングセンター・ミドリ電化二見店・兵庫二見ビル

所在地 明石市二見町西二見字東山之上89-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称

法人の代表者の氏名

住所

株式会社石見杉

浅井五郎

東京都中央区京橋三丁目6番8号

津田物産株式会社

奥吉治

大阪市鶴見区今津南一丁目9番19号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

カルフル明石店・ミドリ電化二見店・兵庫二見ビル

イ 変更後

(仮称)イオン明石ショッピングセンター・ミドリ電化二見店・兵庫二見ビル

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社石見杉

代表者の氏名 浅井 五郎

住所 神戸市中央区小野柄通五丁目1番27号

ほか1者

イ 変更後

名称 株式会社石見杉

代表者の氏名 浅井 五郎

住所 東京都中央区京橋三丁目6番8号

ほか1者

(3) 荷さばき施設の面積

ア 変更前

377平方メートル

イ 変更後

433平方メートル

(4) 廃棄物等の保管容量

ア 変更前

217.4立方メートル

イ 変更後

247.4立方メートル

(5) 駐輪場の収容台数

ア 変更前

736台

イ 変更後

823台

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
カルフル・ジャパン株式会社	午前9時	午後11時
株式会社ミドリ電化	午前9時	午後9時45分
ほか3者	午前9時	午後11時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定	午前9時	翌午前0時
株式会社ミドリ電化	変更なし	変更なし
ほか3者	変更なし	変更なし

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

1期駐車場：午前8時30分から午後11時30分まで

2期及び3期駐車場：午前8時30分から午後10時まで

二見ビル駐車場：午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後

- 1 期駐車場：午前8時30分から午後11時30分まで
2 期及び3期駐車場：変更なし
二見ビル駐車場：変更なし
- 4 変更年月日
3の(1)：平成20年2月1日
3の(2)：平成17年8月9日
3の(3)及び(4)：平成20年11月25日
3の(5)、(6)及び(7)：平成20年7月10日
- 5 届出年月日
平成20年3月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
(2) 縦覧期間
平成20年4月8日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限
平成20年8月8日
(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
平成20年4月8日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原義弘

- 1 調達内容
- (1) 調達物品及び数量
兵庫県立大学学生情報システム一式(賃貸借)
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
平成21年3月1日(日)から平成26年2月28日(金)(5年間)
- (4) 設置場所
兵庫県立大学各キャンパス
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
兵庫県立大学 学務部学務企画調整課 担当 壺坂
電話(078)367-8611 FAX(078)362-0650

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年4月8日(火)から同月23日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成20年4月15日(火)15時 兵庫県立大学神戸キャンパス 中会議室

- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成20年5月29日(木)14時 兵庫県立大学神戸キャンパス 中会議室

- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、平成20年4月23日(水)午後4時までに一般競争入札参加申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。

- (2) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品及び業務について、次により提出書類を持参し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成20年4月9日(水)から同月25日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 協議結果 平成20年5月13日(火)に入札者に通知する。

- (3) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(2)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (4) 入札者は、上記(2)エにより承認された物品で入札すること。

- (5) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成20年4月25日(金)までに提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年5月27日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

全額免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年6月中旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Yoshihiro Oohara, General Secretary, University of Hyogo

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Student Information Management System 1 set

(3) Lease period : From 1 March 2009 through 28 February 2014

(4) Lease place :

University of Hyogo, each campus: Headquarter office in Kobe, Kobe Gakuen-toshi, Akashi, Himeji Sinzaike, Himeji Shosha, and Harima Kagaku Kouen Toshi.

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 April 23, 2008

(6) Deadline for tender :

14:00 May 29, 2008

(7) Person to contact concerning the notice:

Naoya Tsubosaka, University of Hyogo, Kobe office.

650-0044 1-3-3, Higashikawasaki, Chuo-ku, Kobe city, Hyogo

Tel: 078-367-8611 Fax: 078-362-0650

正 誤

平成18年9月29日付け(兵庫県公報号外)中

兵庫県選挙管理委員会告示第55号(政治団体から提出された平成17年分の収支報告書の要旨)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
609	下から3	白國 高広	白國 高弘